

関内道の羈縻州首領一族について

——安史の乱前後を中心に——

旗手 瞳

はじめに

天宝一四載（七五五）一〇月、范陽で挙兵した安祿山の軍勢は、破竹の勢いで南下を続け、同年二月に洛陽を攻め落とした。安史の乱の幕開けである。当初、唐側は安史軍の封じ込めに成功しかけていたが、潼関の戦いで大敗を喫したことで戦況は一転して不利となり、天宝一五載（七五六）六月、玄宗と皇太子らは長安を脱出するに至る。道中、父である玄宗と別れた皇太子は、朔方軍を頼みの綱として七月に靈武に到達した後、皇帝（肅宗）として即位する。やがて靈武の新皇帝のもとに、河北方面で戦っていた郭子儀らも合流し、彼らが反安史軍の中核となって、反乱鎮圧へと立ち上がって行く。

この経緯からも分かるように唐軍の中でも靈武に本拠を置く朔方節度使と麾下の兵が、反乱初期の鎮圧において、中心的役割を果たしたことに異論をはさむ者はいないだろう。そして、その朔方軍の重要な兵力源になったのが、⁽¹⁾当地に居住する「胡」や「蕃」を冠して呼ばれる人々、いわゆる羈縻州（羈縻府州。以下、羈縻州で統一）民であった。

唐の羈縻州に関する研究は枚挙に暇がなく、関内道の事例を取り上げて論じた研究も少なくない。たとえば唐側が羈縻州をどのように管理していたかという観点から、谷口哲也氏は河東・朔方での事例に基づき、儀鳳年間以降、唐朝が蕃部落に対して統制を強化したことを想定した⁽²⁾。村井恭子氏は押蕃使について分析する過程で、都護府・辺州都督府を羈縻州統治のかなめとする従来の体制が崩壊し、それに代わって玄宗期に使職を用いた羈縻州経営へ政策転換したこと、さらに中央派遣の人物への押蕃使任命と節度使の押蕃使兼領が共に開元年間に起こったことから、玄宗期において羈縻州に対する統制を強化する政策が打ち出されていたと推測する〔村井二〇〇三、三九―四八頁〕。また村井氏の研究に先立って、李鴻賓氏も関内道の蕃戸（羈縻州民）の控制权が朔方節度使に握られていたことを指摘している〔李二〇〇〇（再版：二〇〇五）、一二六、一三三頁〕。

しかしながら、押蕃使の設置やその拡充、また朔方節度使による羈縻州統御といった唐側の施策がある程度判明している一方で、被支配者側の羈縻州、特にそれを束ねる立場にあった首領とその血縁者たち（以下、本稿では首領一族と呼ぶ）が、唐朝廷による管理が強化されていく中、どんな状態に置かれていたかは必ずしも明らかになっていない。安史の乱鎮圧において朔方の羈縻州民が重要な働きをしていたというなら、なぜそれが可能であったのか、その背景を知るために直前の開元年間から天宝年間において当地の羈縻州および首領一族の間でどういった現象が起っていたか把握する必要があると筆者は考える。

また日本における唐の羈縻州研究の近年の傾向として、唐初以来、軍事方面で重要な役割を果たしてきたテュルク系集団に注目が集まりがちであり、それ以外の集団については等閑視されてきたきらいがある。しかし現在の史

料状況を鑑みるに、テュルク系のみに着目した分析だけでは不十分で、おのずと導き出せる結論にも限界があらう。最近では村井恭子氏による吐谷渾系・党項系墓誌の研究、森部豊氏による契丹系鞏州の研究が発表され、その欠が補われているが、当時唐に居住した様々なエスニック集団に目を向けることは今後、さらに必要となつてこよう。そうした問題関心に基つき、本稿では開元年間から天宝年間を対象に関内道に居住する吐谷渾系と党項系、吐蕃系の首領一族とその鞏州とを取り上げて論じる。その分析を通じて、当該時期に当地の鞏州首領一族の間起こつていた事象を明らかにし、それが安史の乱での彼らの活動にどう影響したかを考察したい。

第一章 開元年間から天宝年間までの鞏州首領一族

(一) 吐谷渾慕容氏

最初に取り上げるのは、吐谷渾系の慕容氏一族（以下、吐谷渾慕容氏）である。慕容氏は吐谷渾を統治する可汗の血筋であり、現在の青海省東部から北部にかけて居住していた。ところが、チベット高原から台頭した吐蕃の征服を被った結果、龍朔三年（六六三）に可汗であつた慕容諾曷鉢が妻の弘化公主と共に麾下の数千帳を率いて、唐に亡命するに至る。その後、咸亨三年（六七二）、鞏州として靈州の鳴沙県（現在の寧夏回族自治区中衛市鳴沙）に安樂州が設置され、その刺史に諾曷鉢が任命された。⁽⁵⁾ さらに開元年間には現在の寧夏回族自治区韋州県に新たに長楽州が⁽⁶⁾増設される。

吐谷渾慕容氏一族は墓誌史料にめぐまれており、現在までに一五方の墓誌が確認されている。⁽⁷⁾ 本節では慕容諾曷

鉢の曾孫世代に当たり、開元（天宝年間に活動した慕容曦光・曦輪・曦皓・相らの兄弟と、彼らの従兄弟に当たる慕容威、そして同時代に活動した慕容明を取り上げ、彼らの就官状況を各人の墓誌（慕容相については、子の慕容環の墓誌を使う）に基づいて検討する。なお本稿において、ある人物の墓誌に言及する際、便宜的に墓主の姓名か名をつけて引用することを、あらかじめお断りしておく（たとえば慕容曦光墓誌、曦光墓誌など）。

まず慕容曦光（生没年：六八九～七三八）は両唐書に記された吐谷渾慕容氏の系譜に名前が見えないものの、諸葛鉢の曾孫に当たり、本人の墓誌で「嫡孫」「嫡子」と表現されていることから、父の宣超の死後、その跡を継いで鞆州を統べた人物と考えられている。⁽⁹⁾ 曦光は若年の頃、左右二衛の翊府中郎将に任じられているため、洛陽や長安にいた可能性はあるが、関内道で六胡州の乱（七二二～七三二）⁽¹¹⁾ が発生した際には自ら部落を率いて唐側で参戦した「夏一九八一、一八四―一八九頁」。さらに時期は不明ながら知部落使の使職を授けられており、開元一八年（七三〇）には勅令で朔方軍節度副使に差充された。⁽¹²⁾ これらのことから曦光は長じて以降、一族の長として鞆州管理に従事していたと考えられる。曦光が開元二六年（七三八）に死去すると、首領の地位は弟の曦輪（生没年：七〇七～七四九）によって受け継がれたよう⁽¹³⁾ で、彼は開元二七年（七三九）に烏地野拔勤豆可汗に冊封されるとともに安楽州都督と吐谷渾使を授けられている。⁽¹⁴⁾ なお曦輪はそれに先立つ開元七年（七一九）、涼州に存在した吐谷渾の鞆州である閻門府都督に任じられている。⁽¹⁴⁾

曦光より九歳年長の慕容明（生没年：六八〇～七三八）は景雲二年（七一二）に押渾副使の使職を与えられているが、職名から推察するに慕容明は知部落使の曦光をサポートする立場にあったと考えられる。⁽¹⁵⁾ また就任年は不明である

ものの、明は檢校闔瓶府都督にも就任している。⁽¹⁶⁾ さらに曠光より年少の慕容威（生没年…六九五～七五六）も、長樂州游奕副使の使職に任じられている。⁽¹⁷⁾

それと対照的に、曠光の兄弟である相と曠皓は中央（朝廷）で就官したことが確認できる。まず慕容相（生没年…？～七六三か七六四）について、息子の慕容環の墓誌第一〇―一一行に「父相、字は千尋、改めて字に就く。一子出身して、太僕少卿を歴す（父相字千尋改就字。一子出身、歴太僕少卿）」と記す。「出身」とは官に就く者が最初に品階を与えられることで、文官の場合では職事官を得るには吏部の銓衡を通らねばならず、その前段階として散官などの形で品階を身に帯びる必要があった。⁽¹⁸⁾ また『旧唐書』卷一〇、肅宗紀、乾元元年（七五八）二月丁未の条（二五一頁）に「成都・靈武扈從の功臣で三品以上は一子に官職を与え、五品以下には一子に出身を与える」と記しているのを見れば、これは陳璋氏が解釈したように、資蔭によって任官資格を得た後、職事官を与えられたとみなせる〔陳二〇一四、六五頁〕。慕容相はその後、從四品上の太僕少卿にまで至った。⁽¹⁹⁾ 加えて慕容環墓誌第一一―一二行には、慕容相の事績として、「胡逆き邦を亂すに屬および、公は素より□概にして略有れば、乃ち朝服を脱ぎ本部に殞しなんとし、東討して旆を旋す（屬胡逆亂邦、公素□概有略、乃脱朝服殞本部、東討旋旆）」という記述が現れる。「胡逆き邦を亂す」とは安史の乱を指すとみて相違なく、続く「朝服（朝廷で着る服）を脱ぎ本部（本拠地の部落）に殞しなんとす」という表現は、それまで朝廷に出仕していた慕容相が鞏州に戻ったことを示すものと考えられる。

さらに慕容曠皓（生没年…七〇八～七六二）も本人の墓誌第一一―一二行に「少くして強蔭を以て千牛備身に補せられ、尙舍直長を授けらる（少以強蔭補千牛備身、授尙舍直長）」と記しており、相と同じく資蔭によって千牛備身に

就任し、それから尚舎直長となったと分かる。千牛備身は皇帝の侍衛官で、資蔭によって出仕する衛官コースの中でも、特に資格者の限られた花形ポストだったと指摘されている〔愛宕一九八一、七七頁〕。曠皓が続けて任じられた尚舎直長も、皇帝の身辺諸事を司る殿中省の下にある尚舎局の官である。⁽²⁰⁾

これらをまとめれば、開元年間から天宝年間に活動した慕容氏の構成員の内、曠光・曠輪・明・威の四人が鞏州管理に携わる職を与えられており、中でも首領である曠光は開元一八年以降、朔方軍節度副使という朔方軍内の重職を兼任していたこと、その一方で相と曠皓は長安にとどまり、中央(朝廷)で就官していた状況が見て取れる。

(二) 党項拓拔氏

次に銀州に居住した党項系の拓拔(拓跋)氏を取り上げる(以下、党項拓拔氏)。関内道に居住した党項集団について、『新唐書』卷四三下、地理志七下、鞏州、関内道、党項州の条(一一二二―一一二四頁)では靈・慶・銀・夏等の州に五一の鞏州と一五の鞏州都督府があったことを記す。その内、最大の鞏州都督府と考えられるのが静辺州都督府であり、多い時で二五の鞏州を管理下に置いた。⁽²¹⁾ その都督を世襲したのが党項拓拔氏である。ここでは思泰・興宗・守寂・守礼・守義・澄瀾の六人について考察する。

まず拓拔思泰(生没年…?七二二)は六胡州の乱に従軍し、その最中に死去した人物である〔周二〇〇四、四九五〇頁〕。亡くなった当時、「党項大首領・故右監門衛將軍員外置同正員・使持節・達怳等一十二州諸軍事兼靜邊州都督にて、仍お防禦部落使に充て」⁽²²⁾られていた。拓拔守寂(生没年…七〇七―七三六)の墓誌⁽²³⁾から、これらの官職の

大部分が思泰の子の守寂、さらに守寂の死後にはまだ幼い息子の澄瀾に継承されたことを確認できる。⁽²⁴⁾

次に、守寂の弟である守札について守寂墓誌第二一—二二行は「弟游騎將軍・守右武衛翊府右郎將員外置・宿衛・賜紫金魚袋・助知檢校部落使守禮」と記す。これらの内、助知檢校部落使（部落を檢校するを助くるの使）の職名は、彼が羈糜州にあつて首領をサポートする立場にあつたことを示す。同時にあたかも官職名のように「宿衛」と記すことから、長安でその任を務める機会があつたと考えられる。さらに守寂の従兄弟である守義⁽²⁵⁾については守寂墓誌蓋欄外の「弟開元州刺史守義、京より送り銀州に至り葬に赴く（弟開元州刺史守義、從京送至銀州赴葬）」の一句⁽²⁶⁾から、靜辺州都督府の管轄する開元州の刺史を務めていたこと、守寂死去時に彼の墓誌を銀州に送り届ける役目を果たしたと分かる。

また守寂の叔父の興宗は、「朔方軍節度副使兼防河使・右領軍衛大將軍兼將作大匠」の職にあつた。⁽²⁸⁾この内、「防河使」は、守寂の曾祖父の羅胄と祖父の後那がともに「防河軍大使」の使職を帯びていること⁽²⁹⁾から、この使職名の省略形と考えられる。つまり「防河軍」が存在し、興宗はそれを統轄する軍使（防河軍使）に任じられていたと考えられる。防河軍は編纂史料に一切現れないが、羈糜州首領を務めた羅胄と後那が帯びた点から靜辺州都督府に属す党項人を主体に設置された軍鎮と推測される。⁽³⁰⁾さらに前述の慕容曦光と同様、興宗も朔方軍節度副使に任じられている。

その一方で他の史料から、興宗が長安に赴く機会があつたことが確認できる。『文苑英華』卷六〇四には、拓拔興宗が天寶年間に提出した三通の上表（「請致仕侍親表」）⁽³¹⁾が収録されているが、その第一表では、興宗は入朝して皇帝

(玄宗)に対面を許されたことを感謝しつつも、病状の重い老母を介護せねばならない理由から、停官して母のもとに戻る許可を求めている⁽³²⁾。その後、第二表では請願内容が変化して、辺境での軍職を解いて、長安に老母を招くとともに、宮中での宿衛の許可を求めている⁽³³⁾。しかし第三表では再び停官して病気の母に仕えることを請願している⁽³⁴⁾。これらから、朝廷に参内することが興宗にとって一種の義務となつてゐること、そして老母の介護に専念するためには、停官の許可を玄宗から得なければならないことがうかがえる。さらに守寂墓誌第二八行の「入りては工徒を總べ、出でては戎旅を司る(入總工徒、出司戎旅)」、上表文第二表の「入りては命卿を踐み、出でては副將と爲る(入踐命卿、出爲副將)」の表現からも、興宗が長安と靈州(あるいは本拠地の静辺州)を往き来していた様子が読み取れる⁽³⁵⁾。以上、党項拓拔氏においても各人の帯びる官職名から、首領のみならずその叔父・兄弟たちが羈糜州管理の仕事に従事していたことを確認できた。特に首領の守寂が若年で死去し、幼い澄瀾がその地位を継襲した後、彼が成人するまでは興宗や守礼、守義らが実質、部落を統括していたと考えられる。とりわけ興宗は年長者として事実上、首領の役目を代行していたものと推測され、そうであればこそ、彼が朔方軍節度副使に任じられたのだろう。同時に、思泰の祖父の羅胄と父の後那が帯びていた防河軍使(防河軍大使)が首領である思泰・守寂・澄瀾に継承されず、思泰の弟興宗が保持している点は、すでに思泰・守寂父子の生前から羈糜州内部で職責の分散化が進みつつあったことを示すのかもしれない。

(三) 吐蕃論氏

三番目に取り上げるのは、党項拓拔氏と同じく銀州管内に基盤を置いた吐蕃系の論氏である（以下、吐蕃論氏）。彼らは吐蕃の創建期、内外の政治で専権を振るったガル（Zhang）氏の子孫であり、西暦六九八年、ガル氏一族が吐蕃の賛普に粛清される事件が発生したことで唐への亡命を余儀なくされる⁽³⁶⁾。本節では亡命者のひとりである論弓仁と、その孫の論惟貞の二人について取り上げる。

論弓仁（生没年…？…七二三）は亡命後の神龍三年（七〇七）に朔方軍前鋒遊奕使となり、開元五年（七二七）に帰徳州都督、そして開元八年（七二〇）には本衛大將軍、朔方節度副使に転じた⁽³⁷⁾。朔方節度使設置以前のことであるので、朔方節度副使はおそらく朔方副大総管のことであろう。論弓仁はその間に朔方軍の各作戦に従事し、功績を立てた「蘇一九九一、九四一九九頁」。一方、帰徳州は『旧唐書』卷三八、地理志一、関内道、銀州の条（二四一三頁）に、「歸徳州。銀州の界に寄治す。降りし党項羌を處す」と、銀州にある党項の羈糜州として挙げられている。しかし銀州に吐蕃論氏が居住したことは沈琛氏がすでに論証しており「沈二〇一七、八七頁」、さらに銀川郡都督（銀川郡は銀州のこと。天宝元年に改名し、乾元元年に旧名に復した）の職にあった臧希莊が「押吐蕃党項使」の使職を帯びていること⁽³⁹⁾によって、天宝年間に吐蕃人がその地にいたことが確認できる。帰徳州がどういった出自の人々で構成されていたかは議論の余地があるもの⁽⁴⁰⁾、後述するように都督職を論惟清が継いでいるので、羈糜州を率いるのは論氏一族であったとみて相違ない。

弓仁の孫の論惟貞（生没年…七三二…七八二）については、近年公刊された墓誌によってその事績の詳細が明らかになった⁽⁴¹⁾。論惟貞墓誌第八一〇行は「開元中、始め一子の蔭を以て左執戟と爲る。天寶八載、蕃中の魚海等五城

を破り、特に上柱國を加え、尋いで左武衛西河郡賈胡府左果毅を授けらる（開元中始以一子蔭爲左執戟。天寶八載破蕃中魚海等五城、特加上柱國、尋授左武衛西河郡賈胡府左果毅」と記しており、惟貞が「一子の蔭」、すなわち資蔭によって左執戟⁽⁴²⁾となり、官歴をスタートさせたことが読み取れる。さらに天寶八載（七四九）には哥舒翰が率いる軍に従軍して、吐蕃（蕃中）の魚海等五城を破った後、まもなく左武衛西河郡賈胡府左果毅（左果毅都尉⁽⁴³⁾）に任じられた。安史の乱以降の論惟貞の就官状況は、次節で詳しく検討する。

このように吐蕃論氏の内、論弓仁は帰徳州都督に就任していることから、羈糜州管理に従事したと分かる。弓仁は朔方軍との関わりも深く、朔方軍前鋒游奕使、さらに朔方節度副使（おそらく副大総管）を与えられた。なお帰徳州都督は世襲されたと考えられ、のちに一族の論惟清が就任している⁽⁴⁴⁾。一方、論惟貞は資蔭によってまず中央で左執戟となり、一八歳の時に吐蕃への遠征軍に加わっていたことが判明する。

以上、開元年間から天寶年間にかけて、関内道の三つの羈糜州首領一族の就官状況を分析した。ここまでは首領一族を個別に追いかけてきたが、では同時期に関内道に本拠を置いていた彼らを横断的に眺めた時、見えてくる共通点は何だろうか。

まず吐谷渾慕容氏と党項拓拔氏の例によって、この時期、羈糜州を統括する首領のみならずその兄弟・従兄弟・叔父等が各種の使職あるいは州刺史を帯びて、羈糜州管理に従事していたことが確認できる。このことは玄宗期に行われた政策と軌を一にするものだろう。つまり、村井氏が述べる「使職を用いた羈糜州経営の方針」が、中央派遣の官僚だけでなく、現地で羈糜州管理に携わる首領一族にも適用され、その結果、従来の都督職や刺史職に加え、

多種多様な使職の出現をもたらしたと考えられる。言い換えれば、唐朝廷は首領一族から権力を奪うのではなく、従来通り彼らを羈縻州管理のかなめとして利用し、同時に首領及びその一族に都督や刺史、また各種の使職を授ける行為を通して、権威の源泉として彼らの上に立っていた。また与える官職により各人の職責を規定し、権限の及ぶ範囲と責任の所在を明確化する意図があったと考えられる。その一方で慕容曦皓・慕容相・論惟貞の例から、羈縻州首領一族の間で、父祖の蔭（資蔭）を足がかりにして、構成員がそれぞれの官途に就いていた状況が見取れる。

また三つの首領一族において、首領格の人物が朔方（軍）節度副使（論弓仁はおそらく副大総管）に任命されているが、彼らと近い時期に朔方節度副使に任命された者としては天宝一一載（七五二）にその地位にあった鉄勒系の阿布思がよく知られている。当時、朔方節度使に任じられた李林甫は長安においてこの職を遙領していたことから、山下将司氏は阿布思が事実上の節度使であったと考えた「山下二〇一一、九頁」。しかし『資治通鑑』卷二二六、天宝一一〇載（七五二）正月の条（六九〇二頁）には、「丁酉、李林甫に命じて朔方節度使を遙領せしめ、戸部侍郎李暉を以て留後の事を知らしむ」と記している。この記事を信じるなら、現地において朔方軍の実務を取りしきったのは李暉とみなすのが妥当だろう。

ならば阿布思に与えられた朔方節度副使についてこれをどう解釈すべきだろうか。また、羈縻州首領一族が任じられた朔方節度副使についてはどうだろうか。紙幅の都合上、本稿においてこれを深く掘り下げて検討する余地はないが、少なくとも阿布思と羈縻州首領一族は、朔方管内に居住して配下の集団を率いる立場にあったという点で

共通している。さらに今まで述べてきた三つの羈縻州首領一族の人物たちについて言えば、慕容曦光は六胡州の乱発生時に自ら部落を率いて従軍しており、また論弓仁は朔方軍の各作戦に従軍した。拓拔興宗について従軍した記録はないが、彼の兄で静边州都督を務めた思泰は六胡州の乱時に戦死している。これらの点を考慮すれば、節度副使は軍功を挙げた首領たちに対する褒賞として、また彼らのさらなる活躍を期待して授与されたのではないだろうか。当然、その背後には首領一族と羈縻州民を朔方軍に取り込み、以後も軍事力として用いんとする朝廷側の目論見があつたに違いない。阿布思への節度副使授与もそうした政策の一環として行われたと考えれば、理解しやすい。事実、節度副使を帯びていた阿布思とその集団には安祿山と共に契丹・奚討伐に従軍するという軍事的な貢献が求められた〔山下二〇一、九頁〕。朔方節度副使への任命は、その首領の持つ影響力の大きさが朝廷によって認められたことを意味し、軍内や居住する地域において相應の名望を得ることにつながつたと考えられる。それと同時に、朝廷側からの各種の要求や負担もまた覚悟しなければならなかつただろう。

それでは次に安史の乱が発生した時、各羈縻州の構成員がどのように行動したかを、史料が残っている吐谷渾慕容氏と吐蕃論氏の事例から検討する。

第二章 安史の乱における羈縻州首領一族

(一) 吐谷渾慕容氏

本節では、前章でも取り上げた曦皓・相に加え、曦光の子で首領をつとめた慕容兆を取り上げる⁽⁴⁵⁾。陳瑋氏が指摘

するように「陳二〇一四、六七頁」、『唐大詔令集』卷五九、大臣、將帥、命將（三一七―三二八頁）の「郭子儀都統諸道兵馬收復范陽制」（上元元年九月）によつて、慕容兆が上元元年（七六〇）九月頃、唐側で従軍していたことが確認できる。行論の都合上、まず問題の制の関連箇所を掲げたい。長文となるため、書き下しを省略することをあらかじめお断りしておく。

宜令子儀都統諸道兵馬使、管崇嗣充副使。取邠州・朔方路、過往收大同・横野・清夷、便收范陽及河北。仍遣射生衛前六軍・英武・長興・寧國・左右威遠驍騎等、左廂一萬人、馬軍三千人・步軍七千人、以開府李光弼進充都知兵馬使、特進烏崇福充都虞候。右廂一萬人、馬軍三千人・步軍七千人、以開府儀同三司李鼎充都知兵馬使、特進王旻充都虞候。渭北官健一萬人、馬軍二千・步軍八千、以開府辛京杲充使。朔方留後蕃漢官健八千人、馬軍八百・步軍七千二百人、以兼御史中丞任敷・渾釋之同充使。蕃漢部落一萬人、馬軍五千・步軍五千人、以御史中丞慕容兆與新投降首領奴頼、同統押充使。鄜坊等州官健一萬人、馬軍一千人・步軍九千人、以攝御史中丞杜冕充使。寧州官健一萬人、馬軍一千人・步軍九千人、以攝御史中丞桑如珪充使。涇原防禦官健二千人、馬軍五百人・步軍一千五百人、以大將軍閻英奇充使。

また『資治通鑑』卷二二一、上元元年（七六〇）九月の条（七〇九六頁）には、

戊申、制するに「子儀は諸道の兵を統べて朔方より直ちに范陽を取り、^ま還た河北を定めよ。射生英武等の禁軍及び朔方・鄜坊・邠寧・涇原の諸道の蕃漢の兵、共に七萬人を發するに皆、子儀の節度を受けよ」と。制下りて旬日、復た魚朝恩の沮む所と爲り、事竟に行わず。

と前述の制が省略された形で載せられている。即ち上元元年（七六〇）九月、総大将郭子儀のもとで総勢七万から成る軍勢が結成されており、慕容兆は新たに投降した奴頼とともに蕃漢部落一万人を率いることになっていた。『通鑑』が記すように、出兵は結局取りやめとなったものの、朝廷が「蕃漢部落」の統率者として慕容兆を抜擢した背景には、彼の父である曦光が開元年間に朔方軍節度副使を務めたことが影響しているに違いない。

加えて一万人から成る「蕃漢部落」の半数が馬軍、すなわち騎兵の軍団だったことは注目し値する。前掲の制によれば七万人の内、二万人が「射生衛前六軍・英武・長興・寧國・左右威遠・驍騎等」のいわゆる禁軍で、それを左廂（馬軍三千・歩軍七千）と右廂（馬軍三千・歩軍七千）に分け、そこに渭北の官健一万人（馬軍二千・歩軍八千）、鄜坊等州の官健一万人（馬軍一千、歩軍九千）、寧州の官健一万人（馬軍一千・歩軍九千）、涇原防禦の官健二千（馬軍五百、歩軍千五百）が、朔方留後の蕃漢官健八千人（馬軍八百・歩軍七千二百）と蕃漢部落一万人（馬軍五千・歩軍五千）とともに加わる予定だった。一見して明らかのように、中央政府から経費が支弁される禁軍や官健と比べて部落兵たちに占める騎兵の割合は突出しており、全馬軍一万五千五百人の三分の一近くを占めていた。

また安史の乱勃発後、慕容兆だけでなく他の構成員も鞏州に戻って従軍したことが確認できる。慕容相が安史の乱勃発後に朝廷を去って鞏州に戻ったことはすでに述べたが、さらに慕容曦皓について、曦皓が尚舍直長に就任した記述に続けて墓誌は次のように記す。

時に西戎、國の□敵と爲り、勢いは山海を傾け、蕃邦、之を病む。附落、公の前緒を追繼せんことを請えば、押蕃渾使を制授す。轉足前蹈するに、戎亭警を罷めれば、朝廷祿を□して功に報い、尙衣奉御に超拜せり。何

もなく、匈奴遠く巢窟を離れ、太原に至らんとす。公遂みて勝圖するを逞しくし、此の患を□除せば、是に繇りて北門、肩じるを寝め、玉關、柝を静めり。累ねて左武衛大將軍・大同軍使に轉ず。「中略」寶應元年九月十日を以て、疾に違ひ任にて終わる。春秋五十五なり。大曆四年歲次己酉二月十日を以て、太原より啓殯し、長安縣高陽原に卜宅す。禮なり。⁽⁴⁶⁾

墓誌のこの箇所を特定するために、まず注目すべきは「匈奴遠く巢窟を離れ、太原に至らんとす」の一句である。これは宝應元年（七六二）八月、ウイグルの牟羽可汗が一〇万の軍を率いて南下し、太原まで達した事件を指すと考えられる。⁽⁴⁷⁾ なお曠皓は同年九月に死去しているが、後に太原から長安に改葬されている点を踏まえると、南下してきたウイグル軍に遭遇した直後に死去したらしい。そしてこの事件が「西戎、国の……敵と為」⁽⁴⁸⁾ ってから「何も無く」⁽⁴⁹⁾ 起ったのであれば、この部分の「西戎」は安史の乱の最中に大規模な侵攻を開始した吐蕃を指すとみて相違ない。つまり、曠皓が押蕃渾使の使職を与えられ、鞏州を統御するようになったのは、安史の乱が勃発した後であったと考えられる。⁽⁴⁹⁾

このように安史の乱において、吐谷渾慕容氏の内、当時首領をつとめていたと考えられる慕容兆だけでなく、朝廷に出仕していた慕容相と慕容曠皓も鞏州に戻り、唐側で従軍していた。

（二）吐蕃論氏

安史の乱における吐蕃論氏の活動については、論惟貞墓誌を分析した李宗俊氏や沈琛氏の論稿「李二〇一七、沈二

〇一七)、さらにそこに掲げられた先行研究で詳しく検討されている。それらに基づき、ここでは論誠節・論惟賢・論惟貞の動向を特に乱の初期に重点を置いて検討する。

まず論誠節と論惟賢(生没年…?八〇九)について、呂元膺「驃騎大將軍論公(惟賢) 神道碑」(『文苑英華』卷九〇九、四七八三—四七八四頁)が次のように記す。

父誠節、朔方節度副大使・開府儀同三司・右金吾衛大將軍・知階州事・武威郡王にして太子太傅を賜る。天寶季年、安祿山は逆塵を作して山東に起ち、皇上は巴蜀に省方し、肅宗は朔陲に巡狩す。危亂の時、其の臣節を見し、子弟及び家僮を帥い、牧馬千駒を以て、其の財用を罄くして、以て禁旅に奉る。公(惟賢)は少くして志尙有り、身を轅門に奮わす。先父に隨い其の士馬を統べ、元帥哥野翰(哥舒翰)と犄角扞寇し、鋒刃既に接すれば、大小數十戰、堅陣を摧き陥る。王師の失御に泊んで、智信を以て領する所の軍を保全し、靈武に馳せ、肅宗に扈從せり。⁽⁵¹⁾

この記述から、安史の乱が勃発した後、論誠節が「子弟・家僮」を率い、さらに「牧馬千駒(駒は四頭立ての馬車のことであるが、馬を大量に献上したことの雅称と考えられる)」を禁旅に奉じ、息子の論惟賢らと哥舒翰の軍に加わって潼関へ出征したことが読み取れる。さらに安祿山の軍に敗れた後、論惟賢は領していた軍をまとめて靈武(靈州)へ向かい、そこで蒙塵してきた肅宗に合流した。

一方、論惟貞は当時、朔方(朔方軍)において、靈州へ向かう肅宗を豊安(豊安軍)で迎えている⁽⁵²⁾。その後は肅宗とともに靈武に向かったので、ここで兄弟の惟賢と再会したと考えられる⁽⁵³⁾。さらに論惟貞は帰徳州の置かれた銀州と

隣接する綏州で召募に従事した後、惟賢らと共に岐陽県平定に従事している。その時率いたのは「部落の数千⁽⁵⁴⁾人」、すなわち羈糜州の兵であった。⁽⁵⁵⁾その後、論惟貞は李光弼配下の武將として従軍し、安史の乱が終結する頃には副元帥・都知兵馬使にまで出世している。⁽⁵⁶⁾

安史の乱、特にその初期における吐蕃論氏の活動をまとめると、まず論誠節・論惟賢は哥舒翰の軍に加わって出征し、安史軍に敗れた後は靈武へ向かった。一方、論惟貞は豊安軍で肅宗を迎えて靈武へ向かった後、一族の基盤があった銀州とそれに隣接する綏州で兵の募集に一役買った。彼らが率いた軍の内、「子弟・家僮」や「部落の数千⁽⁵⁷⁾人」と表現されるものは帰徳州民であったと考えられ、岐陽県攻略の頃まで吐蕃論氏が率いていたのはこうした羈糜州民の部隊だったと推測される。

唐代にテュルク系羈糜州の騎兵が外征で大きな役割を果たしたことは、先行研究でたびたび指摘・分析されているが、吐蕃論氏についても、論誠節が「牧馬千⁽⁵⁷⁾騎」を禁旅に奉った記述や、彼らの居住した銀州に大和年間に監牧が設置されたことから、馬を大量に保有していた可能性が浮かび上がってくる。また李光弼に従って河陽攻めに従軍した際、論惟貞は「貞は蕃將なれば、歩戦を知らず」と発言している。⁽⁵⁸⁾その発言の真偽は定かでないが、実際に論惟貞・論惟賢兄弟は昇進していく過程とともに馬軍兵馬使に任じられており、⁽⁵⁹⁾そのことは吐蕃論氏が騎馬を用いた戦いに長じていたことを裏付けるかもしれない。前節で蕃漢部落に占める騎兵の割合の高さを示したが、そこからも関内道の羈糜州の全体的な傾向を読み取れるだろう。

以上、安史の乱における羈糜州首領一族について、吐谷渾慕容氏と吐蕃論氏のケースを検討した。それを通じて

乱勃発時に朝廷に出仕していたり、また潼関へ出征して不在だった者たちも、本拠地の鞏州や肅宗の行在が置かれた靈武に駆けつけ従軍したこと、さらに「部落」の人々を率いて戦ったことを確認できた。こうした行動は関内道の他の鞏州首領一族にも見受けられ、たとえば鉄勒系阿跌部出身で雞田州刺史を世襲する一族の李良臣も肅宗のいた靈州に駆けつけており、同じく鉄勒系の白元光は鞏州で結成したと見られる義勇軍（義營）を率いて戦っている〔山下二〇二、六一七頁〕。それらの点を踏まえると、安史の乱発生当初、関内道の鞏州首領一族たちが取った行動は①各自の本拠地（鞏州）へ戻る、②肅宗のいる靈州へかけつける、③鞏州を基盤として軍を結成して参戦するという点で共通していたと言えそうである。⁶⁰⁾

むすびにかえて

以上見てきたように、安史の乱に際して関内道の鞏州首領一族の構成員たちは肅宗の行在（靈武）に駆けつけ、自らの鞏州を基盤とした兵力（史料中で「部落兵」「鞏州首領の」子弟・家僮「義營」といった語で表現される）を率いて従軍した。そして、そういった行動を可能とする下地が、開元年間から天宝年間に存在していたと筆者は考える。すなわち当該時期に、首領に加えその兄弟・従兄弟・叔父等が鞏州管理に関わる職に配されていたことで、彼らは鞏州民に対する影響力を失わず、危急の際には一族の構成員を中心に、速やかに結束することが可能であったと考えられる。中央に出仕していたり、あるいは他所へ出征している場合でも、彼らにとって一番の頼みの綱となるのは自身の出身母体、すなわち鞏州であったと言って差し支えなからう。一方、鞏州内には中央での出仕

や宿衛の経験を持つ構成員が存在しており、彼らを通じて、唐の皇帝を遠い雲の上の存在ではなく、「仕える対象」として認識しえたと考えられる。

また各羈縻州は押蕃使を兼領する節度使の管轄下にあったが、同時に関内道においては、戦功があり軍事的貢献が期待できる羈縻州首領に対して朔方節度副使が授与されている。それにより勢力を有する羈縻州の首領、さらにその麾下の羈縻州民を朔方軍につなぎとめたと考えられる。そして、これと似た現象は開元年間から天宝年間にかけて、唐領内のほかの節度使の下でも進行していた可能性がある。たとえば森部豊氏が分析した契丹系の武將李永定（生没年：六八七～七五二）は、范陽節度使直属の武人であると同時に、青山州という羈縻州の刺史を兼任していた〔森部二〇一〇、八〇―八六頁〕。ただし、范陽節度使のある河北では、羈縻州民が羈縻州に置かれた折衝府を通じて動員されたと考えられているが、朔方でそうした構造はまだ確認されていない。こうした地域ごとの類似点と相違点を整理していくことは今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿で取り上げた慕容曦輪墓誌について、脱稿後に次の二点の研究の存在を知ったので、ここに記す。濮仲遠「唐代慕容曦輪墓誌考釈」『青海師範大学学报（哲学社会科学版）』四一一、二〇一九、七三―七七頁。平田陽一郎「唐・慕容曦輪墓誌」の訳注と考察」『沼津工業高等専門学校研究報告』五四、二〇二〇、八七―九四頁。さらに二〇一九年一月に、甘肅省武威市天祝藏族自治州から新たに吐谷渾慕容氏一族と見られる慕容智の墓が発見され墓誌が出土したというニュースが斯界を賑わせた。発掘報告書と墓誌の内容の公表を鶴首して待つ。

〔漢籍史料〕書名五〇音順

〔旧唐書〕 〓〔後晋〕劉昫等撰、中華書局標点本、一九七五。

〔冊府元龜〕 〓〔北宋〕王欽若等撰、中華書局、一九六〇。

〔資治通鑑〕 〓〔北宋〕司馬光撰、中華書局標点本、一九五六。

〔新唐書〕 〓〔北宋〕歐陽脩・宋祁撰、中華書局標点本、一九七五。

〔全唐文補遺〕 〓〔清〕吳綱主編、三秦出版社、一九九四—二〇〇七。

〔宋本冊府元龜〕 〓〔北宋〕王欽若等撰、中華書局影印本、一九八九。

〔唐大詔令集〕 〓〔北宋〕宋敏求編、商務印書館、一九五九。

〔唐六典〕 〓〔唐〕李林甫等撰、中華書局点校本、一九九二。

〔文苑英華〕 〓〔北宋〕李昉等編、中華書局影印本、一九六六。

〔墓誌史料出典〕書名ピイン順

〔長安新出墓誌〕 〓西安市長安博物館編、文物出版社、二〇一一。

〔蘭州碑林藏甘肅古代碑刻拓片菁華〕 〓李龍文主編、甘肅人民美術出版社、二〇一〇。

〔洛陽新獲墓誌二〇一五〕 〓齊運通／楊建鋒編、中華書局、二〇一七。

〔隋唐五代墓誌匯編〕陝西卷（全四冊） 〓王仁波主編、天津古籍出版社、一九九一。

『唐代墓誌』 袁道俊編著／南京博物院藏、上海人民美術出版社、二〇〇三。

『唐代墓誌彙編統集』 周紹良／趙超主編、上海古籍出版社、二〇〇一。

『榆林碑石』 康蘭英編、三秦出版社、二〇〇三。

〔参考文献〕（文中で「筆者発表年」と略称した文献のみ記載）

〔日文〕 著者五〇音順

愛宕元一九八一「唐代における官蔭入仕について——衛官コースを中心として——」『東洋史研究』三五―二、七一―一〇二頁。

旗手瞳二〇一四「吐蕃による吐谷渾支配とガル氏」『史学雑誌』一二三―一、三八―六三頁。

村井恭子二〇〇三「押蕃使の設置について——唐玄宗期における対異民族政策の転換——」『東洋学報』八四―四、二九―六〇頁。

森部豊二〇一〇『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部。

山下将司二〇一〇「唐のテュルク人蕃兵」『歴史学研究』八八一、一―一頁。

〔中文〕 著者ピンイン順

陳璋二〇一四「新出唐吐谷渾王族慕容環墓誌研究」『中国边疆史地研究』二四―四、六二―七一頁。

李鴻賓二〇〇〇『唐朝朔方軍研究——兼論唐廷与西北諸族的关系及其演变』吉林人民出版社（再版：二〇〇五）、吉林

人民出版社。本稿で示す頁数は再版に拠る。

李鴻賓二〇一二「慕容曦光夫婦墓誌銘反映の若干問題」『唐史論叢』一四、一三六一—一五七頁。

李宗俊二〇一七「唐論惟貞墓誌及論氏家族源流事跡再考」『中国藏学』二〇一七—三、一二五—一三二頁。

沈琛二〇一七「入唐吐蕃論氏家族新探——以《論惟貞墓誌》為中心」『文史』二〇一七—三、八一—一〇四頁。

蘇晋仁一九九一「蕃唐噶尔（論氏）世家（下）」『中国藏学』一九九一—四、九〇—一一〇頁。

孫瑜二〇一〇「唐慕容曦皓墓誌考釈」『山西師大學報（社会科学版）』三七—三、八四—八七頁。

王富春二〇〇四「唐党項族首領拓拔守寂墓誌考釈」『考古与文物』二〇〇四—三、七三—八一頁。

王国玉・王河松二〇一八「唐《慕容曦輪墓誌》考辯」『書法叢刊』二〇一八—四、二九—三五頁。

王永興一九九四『唐代前期西北軍事研究』中国社会科学出版社。

夏鼐一九八一「武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌」樋口隆康他訳『中国考古学研究』学生社、一六八—二二三頁（初出…

『中央研究院歷史語言研究所集刊』二〇上、一九四八、九五—一一六頁。本稿では日本語訳版を用いる。

周偉洲一九八五『吐谷渾史』寧夏人民出版社（再版…二〇〇六、広西師範大学出版社。本稿で示す頁数は再版に拠る）。

周偉洲二〇〇四『早期党項史研究』中国社会科学出版社。

周偉洲二〇一九「吐谷渾墓誌通考」『中国辺疆史地研究』二九—三、六五—七九頁。

註

- (1) 早い段階で陳寅恪氏が「朔方軍の主要部分となったのは胡人部落の蕃将であつた」と述べている。「陳寅恪」論唐代之蕃将与府兵」『陳寅恪先生論文集上冊』九思出版社、一九七七、六七六頁（初出：『中山大学学报（社会科学版）』一九五七—一）。また王永興氏も関内道の靈・夏・豊州の羈糜州民の来歴についてまとめた上で、特に鉄勒諸部の重要性を強調している。「王一九九四、三一—四頁」。
- (2) 谷口哲也「唐代前半期の蕃将」『史朋』九、一九七八、二〇頁。
- (3) たとえばここ数年に絞ってみても、山下将司「唐の「元和中興」におけるテュルク軍団」『東洋史研究』七二—四、二〇—四、一—三五頁、石見清裕「羈糜支配期の唐と鉄勒僕固部——新出「僕固乙突墓誌」から見て——」『東方学』一二七、二〇—四、一—七頁、鈴木宏節「唐の羈糜支配と九姓鉄勒の思結部」『内陸アジア言語の研究』三〇、二〇—一五、二三—二五頁、齊藤茂雄「突厥有力者と李世民：唐太宗期の突厥羈糜支配について」『関西大学東西学術研究所紀要』四八、二〇—一五、七七—九九頁、西村陽子「唐後半華北諸藩鎮の鉄勒集団——沙陀系王朝成立の背景——」『東洋史研究』七四—四、二〇—一六、三二—六九頁、蔡智慧
- 「唐前期の羈糜支配の一類型——契苾何力一族の例を手がかりとして」『歴史文化社会論講座紀要』一五、二〇—一八、一—一五頁などが挙げられる。なお西村論文では一節を割いて党項集団に言及しているが副次的な扱いにとどまる。
- (4) 村井恭子「唐末五代オルドス・河東の党項・吐谷渾関係石刻史料——研究状況の紹介と考察——」『文物考古資料』による唐く宋代オルドス地域の歴史的構造の研究（科研報告書課題番号15K02894）二〇—一八、一—二四頁、森部豊「唐前半期の営州における契丹と羈糜州」『内陸アジア言語の研究』三〇、二〇—一五、一三—一五七頁、同「唐代奚・契丹史研究と石刻史料」『関西大学東西学術研究所紀要』四九、二〇—一六、一〇五—一二六頁、同「唐前半期における羈糜州・蕃兵・軍制に関する覚書——営州を事例として」『宮宅潔編「多民族社会の軍事統治——出土史料が語る中国古代」』京都大学学術出版会、二〇—一八、三二—一三三六頁。
- (5) 夏一九八一（初出：一九四八）、一九六一—一九七頁、周一九八五（再版：二〇〇六）、一〇四—一〇六、一五七—一五八頁。
- (6) 周偉洲「唐代的安楽州和長楽州——兼論西夏時的威州和韋州」『西北史地』一九八七—三、八三—八六頁。
- (7) 吐谷渾慕容氏の墓誌を紹介し、さらにそれらを用いた

研究として、主に以下のものがある。夏一九八一（初出…一九四八）、党寿山「武威県南山青嘴喇嘛湾又发现慕容氏墓誌」『文物』一九六五—九、六二—六三頁、寧篤学「甘肅武威南宮发现大唐武氏墓誌」『考古与文物』一九八一—二、一—二頁、周偉洲「武威青嘴喇嘛湾出土大唐武氏墓誌補考」絲綢之路考察隊編『絲路訪古』甘肅人民出版社、一九八三、二〇〇—二〇八頁、鐘侃「唐代慕容威墓誌淺析」『考古与文物』一九八三—一、三三—三五頁、周一九八五、靳翠萍「唐与吐谷渾和親關係始末考」『敦煌學輯刊』一九九八—一、一三〇—一三七頁、周偉洲「甘肅榆中出土唐交河郡夫人慕容氏墓誌積証」周偉洲主編『西北民族論叢』第一輯、中国社会科学出版社、二〇〇二、八四—九一頁、杜林淵「從出土墓誌談唐与吐谷渾的親關係」『考古』二〇〇二—一八、七四—八〇頁、村井二〇〇三、孫二〇一〇、李二〇一二、陳二〇一四、周偉洲編『吐谷渾資料輯録（增訂本）』商務印書館、二〇一七、李浩「新見唐代吐谷渾公主墓誌的初步整理研究」『中華文史論叢』二〇一八—一三、一一—二六頁、王・王二〇一八、周二〇一九。

〇七一—二〇八頁、拓本は『蘭州碑林威甘肅古代碑刻拓片菁華』（以下『蘭州碑林』）二六頁。威墓誌の録文は夏一九八一、二二〇—二二二頁。曠皓墓誌の録文は『唐代墓誌彙編統集』六九七頁、拓本は『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、三七頁。環（慕容相の息子）墓誌の録文は陳二〇一四、拓本は『長安新出墓誌』二三八頁。曠輪墓誌の録文と拓本は王・王二〇一八に基づく。なお構成員の就官状況については、李二〇一二、一四二—一四六頁も参照。

(9) 村井二〇〇三、三七頁、孫二〇一〇、八六頁。

(10) 年十四、去長安四年（七〇四）十月廿九日、授游擊將軍・守左豹韜衛翊府左郎將。至唐神龍二年（七〇六）七月廿六日、轉明威將軍・行左屯衛翊府左郎將。至景雲元年（七一〇）九月廿五日、轉忠武將軍・行右衛翊二府左郎將。〔曠光墓誌第五—八行〕

(11) 六胡州の乱については、森部二〇一〇、一〇〇頁に挙げられた先行研究参照。

(12) 大唐故朔方軍節度副使兼知部落使・金紫光祿大夫・行光祿卿員外置同正員・五原郡開國公・燕王・上柱國慕容曠光墓誌銘〔中略〕至開元十八年勅差充朔方軍節度副使。〔曠光墓誌第一—二、一—三行〕

(13) 廿七載、有詔册封烏地野拔勤豆可汗、兼安樂州都督・

吐谷渾使。「曠輪墓誌第一二—二行」。また周二〇一九、七五頁参照。

(14) 開元七載、解褐左武衛郎將、兼閩門府都督・借紫金魚袋。「曠輪墓誌第六—七行」。この箇所の解釈については、周二〇一九、七四頁参照。

(15) 至景雲二年三月卅日救攝左屯衛將軍・借紫金魚袋、仍充押渾副使。「明墓誌第八—九行」

(16) 慕容明墓誌冒頭の官職名中にこの官職が現れる。

(17) 遷左領軍衛大將軍、仍充長樂州游奕副使。「威墓誌第一二行」

(18) 池田温「律令官制の形成」『岩波講座世界歴史5』岩波書店、一九七〇、二九六—二九八頁、愛宕一九八一、毛漢光「唐代蔭任之研究」『中央研究院歷史語言研究所集刊』五五一—三、一九八四、四五九—五四二頁など。

(19) 太僕寺。卿一人、從三品なり。少卿二人、從四品上なり。太僕卿の職、邦國の廢牧・車輿の政令を掌り、乘黃・典廩・典牧・車府の四署及び諸の監牧の官屬を總べ、少卿は之が貳爲り（太僕寺。卿一人、從三品。少卿二人、從四品上。太僕卿の職、掌邦國廢牧・車輿之政令、總乘黃・典廩・典牧・車府四署及諸監牧之官屬、少卿爲之貳）。『唐六典』卷一七、四七九頁]

関内道の羈糜州首領一族について 旗手

(20) 尙舍局。奉御二人、從五品上なり。直長六人、正七品下なり。「中略」尙舍奉御は殿庭の張設を掌り、其の湯沐を供し、而して其の灑掃を潔くす。直長は之が貳爲り（尙舍局。奉御二人、從五品上。直長六人、正七品下。「中略」尙舍奉御掌殿庭張設、供其湯沐、而潔其灑掃。直長爲之貳）。『唐六典』卷一一、三二八—三二九頁]

(21) 『新唐書』卷四三下、地理志七下、羈糜州、関内道、党項州の条（一一二—一一二四頁）および周二〇〇四、四三頁。

(22) 『宋本冊府元龜』卷九七四、外臣部、褒異一、開元九年六月丁酉の条（三八七—四頁）に基づく。なお拓拔守寂墓誌第一〇—一一行では、思泰の官職を「左金吾衛大將軍兼靜邊州都督・防禦使・西平郡開國公」と記す。この内、防禦使の正式名称は拓拔守寂と拓拔澄灑が帯びていた防禦部落使かと思われる。

(23) 拓拔守寂墓誌の録文は『全唐文補遺』第八冊、三三—三五頁に基づく。また拓本は「榆林碑石」五一頁を参照。先行研究としては、王二〇〇四及び周二〇〇四、二四〇—二五〇頁を参照。

(24) 起家襲西平郡開國公、拜右監門衛大將軍・使持節・涼州等一十八州諸軍事、兼靜邊州都督、仍充防禦部落使。尋

二五三

加特進、幹父疊也。〔中略〕嗣子朝散大夫・守殿中省尙書奉御員外置同正員・使持節・淳恤等一十八州諸軍事、兼靜邊州都督・防禦部落使・賜紫金魚袋・西平郡開國公曰澄瀾、年在童叟、藐是諸孤。〔拓拔守寂墓誌、第一四一―一五、二三―二四行〕

拓拔守寂が特進を加えられた理由として、墓誌は「幹父疊也」と記すが、その意味は不詳である。なお拓拔思泰が統べた州の数は『宋本冊府元龜』卷九七四では「二十二州」となっている。墓誌では一八州で、立伽以降の首領が「(押) (一) 十八州部落使」に任じられている。

(25) 拓拔守寂墓誌蓋欄外では、守義を「守寂の弟」と記すが、彼は実は興宗の子であり正確には守寂の従兄弟に当たる。そのことは後掲の『文苑英華』卷六〇四、「請致仕侍親表」の「第三表」(三二―三三頁)に記されている。また周二〇〇四、五二頁参照。族弟ないし堂弟として「弟」と呼んだものであろう。

(26) 録文は王二〇〇四、七八頁に基づく。

(27) 『新唐書』卷四三下、地理志七下、鞏州、関内道、党項州の条、一一二四頁。静边州都督下の二五州の中に開元州の名が見える。

(28) 叔父朔方軍節度副使、兼防河使・右領軍衛大將軍、兼

將作大匠興宗、材略縱横、器宇瓌碩。〔拓拔守寂墓誌第二六一―二七行〕

(29) 曾祖羅胃(胃) 府君〔中略〕拜右監門衛將軍・押十八州部落使、仍充防河軍大使。祖後那府君〔中略〕拜靜邊州都督・押淳恤等一十八州部落使、兼防河軍大使、贈銀州刺史。〔拓拔守寂墓誌第八一〇行〕。曾祖父の名を「全唐文補遺」は「羅胃」とするが、おそらく周二〇〇四や王二〇〇四のように「羅胃」と読むのが正しい。ここでは両氏の読み方に従う。

(30) 鞏州民あるいは蕃部落が重要な兵力供給源になっていたと考えられる軍鎮として、以下のものがある。墨離軍(河西)「荒川正晴」唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾(下)——主に墨離軍の性格をめぐって——『史滴』一〇、一九八九、二六―二七頁、赤水軍(河西)、天平軍、横野軍、大武軍(以上三つは河東)「石附玲」唐前半期の農牧接壤地帯におけるウイグル民族——東ウイグル可汗国前史」森安孝夫編『ソグドからウイグルへ——シルクロード東部の民族と文化の交流——』汲古書院、二〇一一、二四四―二五〇頁、定塞軍(朔方)「山下二〇一一、六一―七頁」、安塞軍(朔方)「村井恭子」唐吐蕃回鶻並存時期的西北辺境——以《李良僅墓誌銘》為中心》『文史』二〇〇九―一四、一

四〇一—四一頁】。

- (31) 第一表冒頭の原注に「天寶中」と記す。また第二表に「節度王忠嗣」が現れること、さらに同表において王忠嗣が拓拔興宗に代えて「隴右專知教練兵馬使・右驍衛將軍蘭廷輝」を任用していることから、韓蔭晟編『党項与西夏資料匯編』寧夏人民出版社、二〇〇〇、一五七—一五九頁は、王忠嗣が任じられた「節度」を河西隴右節度使とみなして、上表が提出された時期を天寶五年から六年の間（七四六—七四七）に絞っている。また三つの上表の作成順について、第一表で母の年齢を「八十有四」と記し、第二表で「八十五載」と記すので、少なくとも第一表が第二表より前に書かれたと分かる。第三表は第二表より後に書かれたものとみなして内容の上で矛盾は生じないので、現時点で第一表↓第二表↓第三表の順で作成されたと考えておく。
- (32) 伏して某月日の敕を奉るに、臣に入京し親省するを許すと。臣の母、譙郡太夫人の曹氏は今、八十有四、一たび風疾に遭い、倍まじき羸瘠を加う。「中略」特に乞うらくは、停官し、歸り侍るに従うを許せ（伏奉某月日敕、許臣入京親省者。臣母譙郡太夫人曹氏今八十有四、一遭風疾、倍加羸瘠。「中略」特乞停官、許從歸侍）。「卷六〇四」、「請致仕侍親表」、三二三—三三三頁】

関内道の鞆麿州首領一族について 旗手

(33) 陛下は必ずや臣の幸いにして大過無きを以て、失職せしめざれば、即ち望むらくは其の官守を全し、罷おとしむに軍

を以てし、其の俸祿を減らして以て老母を延き、略おとしか其の宿衛を許し、兼ねて微臣の定省を遂げしめ、朝しては則ち君に覲え、退きては還りて母に侍し、公私兩つながら遂げ、忠孝並びに存せんことを（陛下必以臣幸無大過、不令失職。即望全其官守、罷以軍廩、減其俸祿、以延老母、略許其宿衛、兼遂微臣之定省、朝則覲君、退還侍母、公私兩遂、忠孝並存）。「卷六〇四」、「第二表」、三二三—三三三頁】

(34) 乞うらくは臣の尸素の祿を停め、老母の殘餘の命に假せんことを。誠に至願を爲し、敢えて情を飾るに非ず。「中略」特に望むらくは上は天光を垂れ、俯しては愚懇を照らし、臣の養親の日短く、效命の日の長きを矜み、其の停官を允し疾に侍せしむるを許せ（乞停臣尸素之祿、假老母殘餘之命。誠爲至願、非敢飾情。「中略」特望上垂天光、俯照愚懇、矜臣養親之日短、效命之日長、允其停官、許令侍疾）。「卷六〇四」、「第三表」、三二三—三三三頁】

(35) さらに周二〇〇四、二四九頁参照。

(36) この事件については旗手二〇一四、四七—四九頁参照。また亡命後の吐蕃論氏に関する主な先行研究として呉豊培「唐代吐蕃名相祿東贊後裔五世仕唐考」『西藏研究』一九八

二五五

- 三一四、八三一八五頁、王堯「唐撥川郡王事迹考——吐蕃大相祿東贊嫡孫唐故実」『中華文史論叢』三五、一九八五「再録」・『王堯藏字文集』五、中国藏学出版社、二〇一二、五〇一六二頁、譚立人「祿東贊後裔仕唐事跡拾補」『西藏研究』一九八八一、一〇四—一〇七頁、陳國燦「唐代的論氏家族及其源流」『中國史研究』一九八七—、一一九—一二七頁、蘇一九九一—等参照。
- (37) 神龍三年以爲朔方軍前鋒遊奕使。景雲（集作龍）二年換右驍衛將軍。開元五年兼歸德州都督、使皆如故。八年遷本衛大將軍、改朔方節度副大使。『文苑英華』卷八九一、張說「撥川郡王神道碑」（四六八八頁）」
- (38) 朔方節度使の設置年は開元九年（七二二）が定説となっている。たとえば王一九九四、二四六—二四七頁等。
- (39) 第二子正議大夫・銀川郡都督、仍押吐蕃党項使・上柱國・賜紫金魚袋希莊。「臧懷亮与妻合附墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第四冊、一五頁。録文は「唐代墓誌彙編統集」六三一—六三二頁に拠る。」
- (40) 論氏一族が唐に亡命した際、少なくとも八四〇〇帳の吐谷渾の集団が共に降った「旗手二〇一四、四八頁」。沈琛氏は、銀州にすでに居住していた党項人と、新たにやって来たこれら吐谷渾人とが雜居する局面が生じたこと、その

ため吐谷渾人をうまく取り込むのと同時に、論弓仁の辺境防備の功に対する褒賞として、帰德州都督を授けたと推測する「沈二〇一七、八八頁」。

- (41) 專論として、沈二〇一七、李二〇一七がある。なお本稿では『洛陽新獲墓誌二〇一五』二三二頁の拓本写真に基いて筆者が作成した録文を用いる。

- (42) 左右執戟は左右一二衛の官であり、左右各五人、品階は正九品下であった「唐六典」卷二四、左右衛、執戟、六一七頁」。

- (43) 左果毅都尉は右果毅都尉とともに折衝府に置かれた官であり、上府は従五品下、中府は正六品上、下府は従六品下である「唐六典」卷二五、諸府、折衝都尉、六四四頁」。

- (44) 敕。銀夏綏麟等四州兵馬使・同朔方節度副使・開府儀同三司・前行銀州刺史、兼御史中丞・歸德州都督・武威郡王論惟清。「文苑英華」卷四一二、常袞「授論惟清朔方節度副使制」、二〇八七頁」。なお論惟清に与えられた同朔方節度副使は加号であり、実際にこの職にあったわけではない。渡邊孝氏は「常山貞石志」卷一〇「李宝臣碑陰」永泰二年（七六六）を例に挙げ、成德軍節度使の複数の幕僚に対して「同」字を伴う節度副使号が与えられていたことを示し、これが職名でなく加号であったとする「渡邊孝」唐

代藩鎮における下級幕職官について」『中国史学』一一、二〇〇一、八五頁と二〇二頁注五」。節度副使という使職がどういう過程を経て加号となったかは、今後検討しなければならぬ問題である。しかし節度衙内における副使本来の地位や役割を考えれば、以下の推測が可能かもしれない。

すなわち有力羈糜州の首領のごとく、節度使が軍事行動を起こすに当たって緊密な連携をはかるべき立場の人物に対して副使を与えていたが、やがて授与の対象が衙内の押衙や兵馬使などにまで広がり、ついに加号のごとく用いられるに至ったのではないだろうか。

(45) 両唐書に継襲者として兆の名が見える『旧唐書』卷一九八、西戎伝、吐谷渾の条、五三〇一頁、『新唐書』卷二二一上、西域伝上、吐谷渾の条、六三二八頁」。なお兆が曠光の子であることは、村井二〇〇三、三七頁、孫二〇一〇、八七頁参照。

(46) 於時西戎、爲國□敵、勢傾山海、蕃邦病之。附落請公追繼前緒、制授押蕃渾使。轉足前蹈、戎亭罷罷、朝廷□祿報功、超拜尙衣奉御。無何、匈奴遠離巢窟、至於太原。公遂遶勝圖、□除此患、繇是北門寢局、玉關靜柝。累轉左武衛大將軍・大同軍使。『中略』以寶應元年九月十二日、邁疾終於任。春秋五十五。以大曆四年歲次己酉二月十日、自太

関内道の羈糜州首領一族について 旗手

原啓殯、ト宅於長安縣高陽原。禮也。〔慕容曠皓墓誌第一二二二行〕

(47) ウイグルの南下については、森安孝夫「ウイグルから見た安史の乱」『内陸アジア言語の研究』一七、二〇〇二、一三三―一三四頁参照。なお孫瑜氏は墓誌のこの部分を「誇大の詞」と評して歴史的事実ではないとみなす『孫二〇一〇、八六頁』が、ウイグルの南下とみなせば解決できる。

(48) 至徳元載（七五六）、吐蕃は崑州を陥落させたのを皮切りに、隴右方面で石堡城をはじめとする諸軍城を落とした。さらに七五七年に鄯州、七五八年に河源軍、七六〇年に廓州、七六二年に臨洮・秦州・成州・渭州を陥落させ、七六三年に長安を占領するに至る『佐藤長』『古代チベット史研究』（下）東洋史研究会、一九五九、五一九―五二八頁』。

(49) 村井恭子氏は兄である曠光の死がきっかけで曠皓が部落に呼び戻されたと推測した『村井二〇〇三、三七頁』が、近年公刊された曠輪墓誌の記述から、曠光のあとを継いだのは曠輪であったと考えられる（本稿第一章参照）。それゆえに村井説は採らない。

(50) 『冊府元龜』卷一三一、帝王部、延賞一（一五七三頁）に、至徳三年正月の大赦詔に続けて、「是月又以朔方節度副使・開府儀同三司・鴻臚卿論誠節、可襲撥川郡王・食實封

二五七

「百戸」と記すので、論誠節が至徳三年（七五八）頃にこの地位にあつたことが確認できる。

(51) 父誠節朔方節度副大使・開府儀同三司・右金吾衛大將軍・知階州事・武威郡王、賜太子太傅。天寶季年、安祿山作逆塵、起山東、皇上省方于巴蜀、肅宗巡狩于朔陲。危亂之時、見其臣節、帥子弟及家僮、以牧馬千駒、罄其財用、以奉禁旅。公少有志尚、奮身轅門。隨先父統其士馬、與元帥哥野翰犄角扞寇、鋒刃既接、大小數十戰、摧陷堅陣。洎王師失御、以智信保全所領之軍、馳于靈武、扈從肅宗。

(52) 沈二〇一七、九二一九三頁。豊安軍については、五一九九四、二六六一二六七頁参照。黄河の西一八〇里にあつた。

(53) 肅宗の右地を巡るや、敕ありて朔方より先將軍の表を持して、豊安において迎観し、靈武に至る。命勳を參佐すれば、茲に因りて名を賜る（肅宗之巡石地也、敕自朔方持先將軍表、於豊安迎観、至靈武。參佐命勳、因茲賜名）。

〔論惟貞墓誌第一〇一一行〕

(54) 中大夫・衛尉少卿に遷り、綏銀等州召募使に充てられ、浹辰の内一千餘人を得たり（遷中大夫・衛尉少卿、充綏銀等州召募使、浹辰之内得一千餘人）。〔論惟貞墓誌第一一行〕。『新唐書』卷一一〇、論惟貞伝（四一二七頁）では、

の時數万人を集めたと記すものの、功績を記す時、誇張することはあつても矮小化することは稀であると考えられるので、墓誌の「一千餘人」という記述の方が実数に近いと思われる。また李二〇一七、一三一頁も参照。

(55) 扈蹕して鳳翔府に至り、光祿卿を授けられ、元帥先鋒討擊使に充てらる。岐陽に屯し、郭英父・王思禮等と分壓す（扈蹕至鳳翔府、授光祿卿、充元帥先鋒討擊使。屯於岐陽、與郭英父・王思禮等分壓）。〔論惟貞墓誌第一二一一三行〕

代宗皇帝、天下元帥と爲りて武勇の士を求むるに、公は兄の懷義・惟貞と共に先鋒討擊使と爲る。又、部落の數千人を領して岐陽縣に鎮し、被堅執銳して、一月三捷し、兇を除き亂を清むるに洎ぶ（代宗皇帝爲天下元帥求武勇之士、公與兄懷義・惟貞同爲先鋒討擊使。又領部落數千人鎮岐陽縣、被堅執銳、一月三捷、洎除兇清亂）。『文苑英華』卷九〇九、呂元膺「驃騎大將軍論公神道碑」、四七八四頁〕

なお『文苑英華』中に現れる惟貞は、惟貞であると推測される〔沈二〇一七、九三頁〕。

(56) この間の詳細については沈二〇一七、九三一九四頁、李二〇一七、一三一―一三二頁。

(57) 斎藤勝「唐代の馬政と牧地」、『日中文化研究』一四、一

九九九、四八一四九頁、沈二〇一七、八八頁。

(58) 『旧唐書』卷二一〇、李光弼伝、乾元二年(七五九)一

〇月条(三三〇九頁)。

(59) 尋充副元帥都虞侯、理兵夏縣、軍令如一。肅宗聞之、

召至京師親加賞諭、「中略」遷副元帥・馬軍兵馬使・同幽州

節度副使・晉昌郡開國公・食邑二千戶。「論惟貞墓誌第一八

—二〇行」

至上元二年授特進・行大光祿兼右領軍衛大將軍、充鳳翔節

度副使・馬軍兵馬使。「文苑英華」卷九〇九、呂元膺「驃

騎大將軍論公神道碑」、四七八四頁」

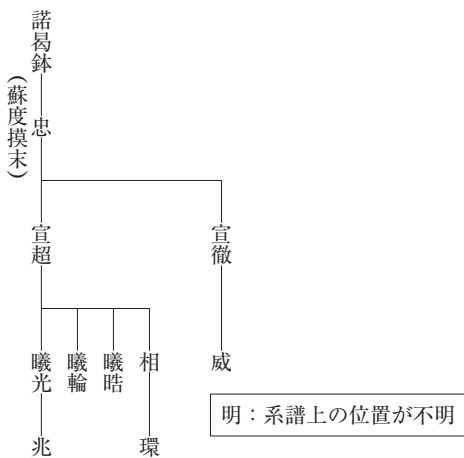
(60) ただし、必ずしも①②③の順番で起こったとは限らな

い。たとえば論惟貞を例に取れば、②↓①↓③の順番にな

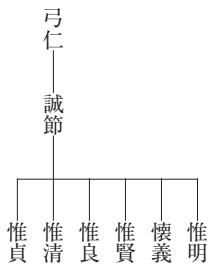
る。

(日本学術振興会特別研究員(PD))

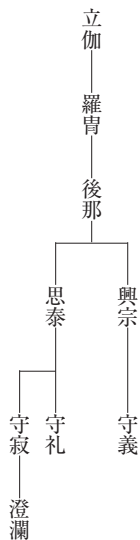
※各系図は本稿で言及した人物の血縁関係をわかりやすく示すために作成した。



系図1 吐谷渾慕容氏系図



系図3 吐蕃論氏系図



系図2 党項拓拔氏系図

帝 Wuji Xiaowei 戊己校尉 military order was reinstated and Han Dynasty accomplishments in the region compiled, together with efforts to stabilize relations with the region through special treatment of the oasis city state of Jushi Houbuguo 車師後部國, which had caused the original break with the region during the Xin and Later Han Periods.

It was in this way that Emperor Wen devoted himself to inheriting the “Han Dynasty international order,” although his policies were often at odds with reality. Consequently, it is difficult to conclude that such diplomacy functioned effectively in the midst of uncertainty on all sides of the periphery. That being said, even if not fully in sync with the realities of the situation, there is no doubt that Emperor Wen attempted to gain legitimacy and authority for his Dynasty by assuming a posture of being the successor to the powerful Han Dynasty.

Leading Clans of the Guannei Circuit Jimizhou around the An Lushan Rebellion Period

HATATE Hitomi

The aim of the present article is to examine the chieftains of three Tang Dynasty Jimizhou 羈糜州 protectorates in the Guannei 關內 Circuit—the heads of the Murong 慕容 Clan of Tuyuhun 吐谷渾, the Tuoba 拓拔 Clan of Tangut 党項 and the Lun 論 Clan of Tibet—tracing their activities during the Kaiyuan 開元 and Tianbao 天寶 Eras (713–756) in an attempt to clarify the impact they made on the An Lushan 安祿山 Rebellion, which began in 755. The author begins with an analysis of the bureaucratic titles conferred by the Tang Dynasty on the members of each clan during the period in question, finding that 1) not only family heads, but also their brothers, uncles and cousins were appointed to administrative positions; 2) there were clan members who utilized the accomplishments of their fathers to begin their careers at the central Tang Court; and 3) the heads of the three clans were made vice-commanders of the Shuofang Army (Shuofang Jiedu-fushi 朔方節度副使).

Next, the author turns to the activities of the three clan members in the An Lushan Rebellion based on examples from the Murong and Lun Clans,

confirming that those who either served the central Tang Court or were stationed at Tongguan 潼關 for its defense on the outbreak of the Rebellion, afterwards returned to their own protectorates or went to the defense of Emperor Suzong 肅宗 at his temporary palace in Lingwu 靈武, leading regiments of their Jimizhou subjects in the expedition. Such actions, in the author's view, were indicative of the movements of other Jimizhou chieftains of Guannei during the Rebellion.

The author concludes by arguing that the foundation for such action taken by Jimizhou chieftains during the An Lushan Rebellion was built by their activities during the previous Kaiyuan and Tianbao Eras, in that through administrative management of their protectorates along with their kinsfolk, they were able to hold influence over those regions in peacetime and thus make possible quick cohesion between them and the region's inhabitants in responding to emergency situations. Moreover, their vice-commanderships in the Shuofang Army, which were conferred upon them owing to their experiences and potential military power, enabled the Tang Dynasty to ally the Army with the region's inhabitants under their command.

The Tribal System Under the Liao Dynasty as Seen From the Formation of the Emperor Shengzong's Thirty-Four Tribes

WATANABE Miki

In the research to date on the history of the Liao Dynasty, the reign of Emperor Shengzong 聖宗 (982–1031) is regarded as the turning point in the Dynasty's tribal system, based on the facts that Shengzong 1) reorganized the six nomadic tribes under the leadership of Xiwang 奚王 that had existed since the founding of the Dynasty and 2) formed subjects not of Qidan 契丹 ethnic origin—the Ordo 斡魯朶 people and imperial slaves—into tribes. Since there is no record of any new tribal formation in the *Liaoshi* 遼史 histories from that time on, Shengzong's reign is regarded as marking the completion of the Dynasty's tribal system.

Referred to in the *Liaoshi* as “Shengzong's thirty-four tribes” (Shengzong Sanshisibu 聖宗三十四部), the research to date has inferred that this